

住民税等の申告相談

二十七日から各地区別に

所得税の確定申告とこれに伴う納税を二月十六日から三月十六日まで、一月間開庁税務署で行なっておりますが、本町では、住民税等の申告相談、受付を二月二十七日から次の日程表のとおり各地区を巡回します。

例年、申告期限が近づきますと役場の窓口が大変混雑します。ぜひとも最寄りの申告相談会場を利用のうえ、早めに申告をお済ませください。

▼申告期限 二月十六日から三月十六日まで
期限内に申告しませんが、各種の控除が認められない場合もあります。また、期

あ び こ

戦没者、外地からの引揚者等の援護申請は早急に

もとの軍人、軍属あるいは戦没者の遺族、外地からの引揚者等に対しては、いろいろの方法で援護がなされていますが、これら援護を受けるための手続きの方法がわからなかったり、忘れられたりしている方はありませんか。

次にあげるのはいくつかの例ですが、もし、該当する方がありましたら早く請求の手続きをしてください。

遺族に対する各種の給付

▼遺族の遺族年金
遺族年金は、戦没者や戦没者の遺族に支給される年金です。遺族年金は、戦没者の死亡から起算して、遺族が生存している限り支給されます。

引揚者特別交付金
戦日でも引き続、一年以上生活の本拠を持ち、終戦日以後引揚げてこられた方々には、特別交付金を支給します。

月日	受付時間	会場	参集地域
2月27日(金)	午前9時～午後4時	布佐支所	布佐台、都
28日(土)	〃	〃	布佐下、布佐東
3月2日(月)	〃	上新木青年館	新木、朝日、中里
3日(火)	〃	中峠下青年館	中峠上・下、湖北台、中里
4日(水)	〃	才二小学校	岡部、下ヶ戸
5日(木)	〃	才三小学校	柴崎、青山
6日(金)	〃	久寺家青年館	久寺家、土谷津
7日(土)	〃	根戸青年館	根戸、新富
9日(月)	〃	興陽寺	白山1・2、本町1・2、常盤
10日(火)	〃	興陽寺	本町3、並木1・2、栄、寿
11日(水)	午前8時30分～午後5時	興陽寺	1、2、3、東武孫子、天王台、高山
12日(木)	〃	〃	〃
13日(金)	〃	〃	〃
14日(土)	〃	〃	〃
16日(月)	〃	〃	〃

税の無料相談

東京地方税理士会我孫子部会では、所得税等につき税の申告期間中にもありますので、わからない点が会を利用されますようお願いいたします。

日時 二月二十三日午前10時から午後四時まで

場所 我孫子町役場第一会議室

冬季卓球大会
冬季町民卓球大会を次のとおり行ないますので、振ってご参加ください。

日時 三月八日午前九時から

場所 我孫子町中央公民館

参加資格 町内に在住、在学、在職の者

試合方法 中学の部、一般の部(高校生、大学生含む)、各男女シングル十五年度の評価水準を基に教育委員会へ申し込みください。

引揚者特別交付金
戦日でも引き続、一年以上生活の本拠を持ち、終戦日以後引揚げてこられた方々には、特別交付金を支給します。

引揚者特別交付金
戦日でも引き続、一年以上生活の本拠を持ち、終戦日以後引揚げてこられた方々には、特別交付金を支給します。

引揚者特別交付金
戦日でも引き続、一年以上生活の本拠を持ち、終戦日以後引揚げてこられた方々には、特別交付金を支給します。

男	19,768人	前月比100人増
女	20,342人	78人増
計	40,110人	178人増
世帯数	9,961世帯	72世帯増

男	46人	38人	84人
女	173人	147人	320人
出生	21人	22人	43人
転入	98人	85人	183人
転出			

国民年金 高齢者に最後の機会 任意加入の再開

国民年金の給付は昭和三十六年当時、五十歳をこえ五十五歳をこえない人は、希望すれば加入できることになっていました。

課税台帳の縦覧

特に昨年中に不動産の移動のあった方は、自分の所有している固定資産の評価はどれくらいか、また昨年中に土地、家屋、償却資産等について移動のあった方は、もちろん他の方でもこの機会にたしかめてください。

台帳に登録された金額に不服がある場合は、三月三十日まで文書で町の固定資産評価審査委員会へ審査の請求をすることができます。

時間 午前八時三十分から午後五時まで

ただし、土、日曜日は午前中です。

場所 我孫子町役場課税課

課税台帳は、次の日は湖北布佐各支所で見られます。三月十七、十八日は湖北支所、三月十九日は布佐支所

課税台帳の縦覧
特に昨年中に不動産の移動のあった方は、自分の所有している固定資産の評価はどれくらいか、また昨年中に土地、家屋、償却資産等について移動のあった方は、もちろん他の方でもこの機会にたしかめてください。

課税台帳の縦覧
特に昨年中に不動産の移動のあった方は、自分の所有している固定資産の評価はどれくらいか、また昨年中に土地、家屋、償却資産等について移動のあった方は、もちろん他の方でもこの機会にたしかめてください。